

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第29号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の35の項中「建築認定申請」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請」に、「建築物（一敷地内認定建築物及び）」を「新築及び増築等を行う建築物（）」に、「数が1」を「数の合計が1」に改め、同表35の2の項中「建築許可申請」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の許可申請」に、「建築物（一敷地内認定建築物及び）」を「新築及び増築等を行う建築物（）」に、「数が1」を「数の合計が1」に改め、同表35の3の項中「建築許可申請」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請」に、「建築物（一敷地内許可建築物及び）」を「新築及び増築等を行う建築物（）」に、「数が1」を「数の合計が1」に改め、同表中

「

39の2 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定申請		1件につき 36,000円
39の3 建築基準法第87条の2第1項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画認定申請		1件につき 48,000円に当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事のそれぞれについて建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による確認の申請又

		は通知をしたとした場合に1の項の規定により納付すべき金額に相当する額を加算した額
39の4 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画変更認定申請		1件につき 16,000円に当該変更認定の申請に係る全体計画の変更（当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更）について建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による変更の確認の申請又は通知をしたとした場合に1の項の規定により納付すべき金額に相当する額を加算した額
39の5 建築基準法第87条の3第6項に規定する興行場等使用許可申請		1件につき 130,000円
39の6 建築基準法第87条の3第7項に規定する特別興行場等使用許可申請		1件につき 192,000円

を

「

39の2 建築基準法第87条の2第1項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画認定申請		1件につき 48,000円に当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事のそれぞれについて建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による確認の申請又は通知をしたとした場合に1の項の規定により納付すべき金額に相当する額を加算した額
39の3 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画変更認定申請		1件につき 16,000円に当該変更認定の申請に係る全体計画の変更（当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更）について建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による変更の確認の申請又は通知をしたとした場合に1の項の規定により納付すべき金額に相当する額を加算した額
39の4 建築基準法第87条の3第		1件につき 130,000円

6項に規定する 興行場等使用許 可申請		
39の5 建築基準 法第87条の3第 7項に規定する 特別興行場等使 用許可申請		1件につき 192,000円
39の6 建築基準 法施行令第137 条の12第6項の 規定に基づく既 存の建築物の大 規模の修繕又は 大規模の模様替 の法第43条第1 項の適用除外に 係る範囲の認定 申請		1件につき 36,000円
39の7 建築基準 法施行令第137 条の12第7項の 規定に基づく既 存の建築物の大 規模の修繕又は 大規模の模様替 の法第44条第1 項の適用除外に 係る範囲の認定		1件につき 36,000円

に

申請		
39の8 建築基準 法施行令第137 条の16第2号の 規定に基づく既 存の建築物の移 転制限の適用除 外に係る範囲の 認定申請		1件につき 36,000円

」

改め、同表47の項及び同表49の2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表49の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表50の項、同表51の項、同表52の項、同表備考第7項第3号及び第4号並びに同表備考第8項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第8項第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。